

防犯モデルマンション認証制度運営要綱等の一部改正について

公益財団法人北海道防犯協会連合会防犯モデルマンション認証制度運営要綱に定める「防犯モデルマンション審査基準」の一部を次のとおり改正する。

記

1 改正事項

「防犯モデルマンション認証制度運営要綱の一部改正」のとおり

2 施行予定年月日

平成23年4月1日

◎ 防犯モデルマンション認証制度運営要綱の一部改正

別表3「防犯モデルマンション審査基準」の「第2審査基準」のうち、「2専用部分」に定める窓ガラスの材質、施錠設備等の基準等を明確にする。

2 専用部分

| 項目 | 現行 | 改正案 | 備考 |
|----------|---|--|----|
| (3) 住戸の窓 | <p>① 共用廊下に面する住戸の窓（明らかに侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）は、面格子又は防犯ガラスの設置等侵入防止に有効な措置が講じられていること。</p> <p>② 共用廊下に面する窓以外の住戸の窓のうち接地階及び侵入が想定される階に存するものは、避難計画等法令の規定に支障のない範囲において窓ガラスの材質は破壊が困難なもの（防犯ガラス又は防犯フィルム貼りガラスをいう。）であること。</p> <p>③ 共用廊下に面する窓以外の住戸の窓のうち接地階及びその上階その他侵入が想定される階に存するものは、防犯センサーの設置及び錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置が講じられていること。ただし、防犯ガラスを設備した場合は、侵入防止措置をクレセント等他の施錠設備に換えることができる。</p> | <p>① 共用廊下に面する住戸の窓（明らかに侵入のおそれのない小窓を除く。）は、<u>避難計画等法令の規定に支障のない範囲において、面格子又は破壊が困難なガラス（「防犯ガラス又は防犯フィルム貼りガラスをいう。」以下同じ。）の設置等侵入防止に有効な措置が講じられていること。</u></p> <p>② <u>ガラスの材質</u> <u>住戸の窓のうち、接地階（1階等）及び接地階以外（2階以上）の窓でバルコニー等に面する侵入のおそれがある階の窓ガラスの材質は、避難計画等法令の規定に支障のない範囲において、破壊が困難なガラスであること。</u></p> <p>③ <u>窓の施錠設備等</u> <u>ア ①、②に掲げる窓のガラスに破壊が困難な防犯ガラスを用いた場合は、防犯センサー及び錠なしクレセントが設置されていること。</u> <u>イ ①、②に掲げる窓ガラスに破壊が困難な防犯フィルム貼りガラスを用いた場合は、防犯センサー及び錠付きクレセント又は同等（「錠なしクレセントと補助錠の組合せ等」以下同じ。）の錠が設置されていること。</u></p> | |

ウ 2階の窓については、侵入のおそれのある窓以外の窓でも防犯センサー及び錠付きクレセント又は同等の錠が設置されていること。

注：②と③の関係を例示

注：各階住戸窓の防犯機能の例示

※ 侵入の恐れがない場合

○ 1階住戸の全ての窓

○ 1階～「破壊が困難なガラス」と「防犯センサー」「錠付きクレセント」の3点（ガラスと施錠設備等の両者）

例示1：防犯ガラス＋防犯センサー＋錠なしクレセント

○ 2階～ガラスは一般のガラスが良いが、「防犯センサー」「錠付きクレセント」の2点（施錠設備等のみ）

例示2：防犯フィルム貼りガラス＋防犯センサー＋錠付きクレセント等、同等の錠

※ 侵入が想定される場合

○ 2階住戸の窓

・ バルコニー等に面する侵入のおそれのある窓

○ 2階以上～「破壊が困難なガラス」と「防犯センサー」「錠付きクレセント」の3点（ガラスと施錠設備等の両者）

例示1：防犯ガラス＋防犯センサー＋錠なしクレセント

例示2：防犯フィルム貼りガラス＋防犯センサー＋錠付きクレセント等、同等の錠

・ 侵入のおそれのある窓以外の窓

例示1：防犯センサー＋錠付きクレセント等、同等の錠

○ 3階以上の住戸の窓

・ 侵入のおそれのある窓

例示1：防犯ガラス＋防犯センサー＋錠なしクレセント

例示2：防犯フィルム貼りガラス＋防犯センサー＋錠付きクレセント等、同等の錠

注：侵入のおそれがある窓の類例

○ 共用廊下に面する住戸の窓

○ バルコニー等に面する窓のうち、侵入が可能な窓

○ 侵入に使用される梯子等の到達が可能な窓

○ 隣接する建物、立木、工作物等から侵入が可能な窓

○ 地形上、斜面等に面し、積雪等により侵入が可能となる窓

※ ただし、いずれの場合も明らかに侵入のおそれのない小窓（ガラス寸法20cm×35cm程度、ただし、木製サッシ及び樹脂サッシの場合は開口寸法と読み替える。）を除く。